

令和4年度 東京都立新島高等学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月1日
校長 決定

1 基本方針策定の意義

いじめ問題は、心身ともに健康で安心・安全な社会を実現していく上で、学校・地域・社会を含めた国民全体の課題である。そのような中、いじめ問題にいかに対応していくかは、生徒が安心・安全な学校生活を送る上で極めて重要なことである。

国は、平成25年「いじめ防止対策基本法」を制定した。東京都はそれを受けて、平成26年「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、その下「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定した。

学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」または各自治体のいじめ防止基本方針を参酌し、各学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めるとしている。

本校は、以上を踏まえ、東京都が定めた「東京都いじめ防止対策推進基本方針」に準拠し、東京都立新島高等学校の「いじめ防止基本方針」を策定するものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ問題への基本的な考え方

いじめはどこでも起こりうるという認識の下、すべての生徒が安心して学習やその他の活動ができるように、日常的に未然防止に努めるとともに、いじめを把握した場合速やかに解決する必要がある。早期発見・早期対応を基本とし、保護者・地域・関係機関と連携して「安心・安全」な学校づくりを推進する。

(1) いじめを生まない、絶対許さない学校づくり

いじめはどこの学校でも起こりうるという視点に立ち、いじめを生まない、絶対に許さない安心・安全な学校づくりを進める。

(2) 教職員の指導力向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応するため、教職員の指導力の向上を図るとともに、学校全体で組織的な取り組みによる解決を図る。

(3) 保護者・関係機関・地域と連携した取り組み

すべての生徒が安心して学校に通い、学ぶことができるよう、保護者・家庭、関係機関をはじめ地域全体でいじめ問題に対応していくことを目指し、取り組みを進める。

4 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本的な考えに則り、当該学校に在籍する生徒の保護者、関係機関及び地域住民と連携しつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

5 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめ防止等に関する対策を実効的に行うため、本校に「いじめ防止対策委員会」設置する。

イ 所掌事項

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案への対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めること
- ⑤ いじめへの取り組み・いじめ事案への対応等の検証を行い、基本方針等の見直しを行うこと

ウ 会議

原則として年3回開催する。また、いじめ事案が発生した場合は緊急で開催する。

エ 委員構成

委員は、学校運営連絡協議会委員と兼務とする。また、必要と認められる場合、専門家等を都教育委員会に要請する。

6 段階に応じた具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

ア 学級担任等による生徒の心身の変化に対応するための、学校生活を含め面談を実施する。

イ いじめに関する授業等を LHR、総合、奉仕等の時間を使い、学期に1回実施する。

ウ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。

(2) 早期発見のための取り組み

ア 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査を年1回実施する。

イ 1年生全員を対象としたスクールカウンセラーによる面談を年1回実施する。

また、必要があると認めるときは、他の学年生徒に対しても面談を実施する。

ウ 学校いじめ対策委員会を中心とした、いじめ相談窓口を開設する。

エ 相談・通報のあった事案は、いじめ対策委員会を通じて情報共有に努める。

(3) 早期対応のための取り組み

ア いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる指導をする。

イ いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認をする。

ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

エ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

オ いじめを見ていた生徒等に対しても、自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝え

る勇気を持つよう指導する。また、いじめを伝えた生徒に対し、情報源の秘匿等により、誰か分からないための安全確保を講ずる。

(4) 重大事態への対処

ア いじめられた生徒の安全を確保する。

イ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

ウ 関係機関、専門家、スクールカウンセラー等と相談・連携する。

エ いじめが犯罪行為と認められる事案等の場合、警察と連携する。

オ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施、又は教育委員会が行う調査へ協力する。

カ 重大事態発生について教育委員会及び知事へ報告する。

7 教職員研修計画

(1) 年3回(学期に1回)いじめに関する教職員対象の研修を実施する。

(2) 年1回ふれあい(いじめ防止強化)月間において、資料等を配布し、いじめ防止のための具体的取り組みを確認し、意識喚起を行う。

8 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校便り「この島はかぎりなく」を定期的に発行(年4回)し、学校のいじめに関する対応方針や情報等を提供し、保護者の理解を図り、いじめに対する未然防止、早期発見、早期対応の協力をお願いする。

(2) 学校行事で計画されている保護者会において、学校と保護者相互の情報交換を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

9 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会を通じ、新島村役場等との連携を図る。

(2) いじめ防止対策委員会を通じて、児童相談センターや警察等の関係機関との連携を図る。

(3) 新島村連携型一貫研究協議会を通じ、保育園、小学校、中学校との連携を図る。

(4) 学校便り「この島はかぎりなく」を通じて、情報発信を行う。

10 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケート(生徒・保護者・地域・教員)において、いじめ防止等に関する項目を設定し、調査を行う。

(2) 年度末のいじめ防止対策委員会において、学校評価アンケート等の調査結果の分析を受け、その年度のいじめ防止等に関する総括を行う。

(3) 年度末のいじめ防止対策委員会において、次年度のいじめ防止基本方針の改善等について検討する。